基本目標1:誰もが必要な支援につながるしくみづくり

70歳以上(N=308)

(1)包括的な支援体制の整備

現状・課題

●本市独自の小学校区における支援のネットワークである「ふれあいネット雅び」は、市民・活動 団体における認知度が上昇し、活動を知る人が増加しています(p.21)。今後も多様な人に参 画してもらい、取組みを充実させていくことが重要です。

_				+ □·/0
	知っている	名前は聞いた ことはある が、内容は知 らない	名前も内容も 知らない	不明・無回答
全体(N=929)	15.1	28. 2	53.8	2. 9
30歳未満(N=50)	6.0	10.0	82.0	2. 0
30歳代(N=76)	7.9	17.1	73.7	1.3
40歳代(N=98)	14.3	26.5	58. 2	1.0
50歳代(N=160)	8.8	33.8	54. 4	3.1
(0.15.41) (N. 000)				

■「ふれあいネット雅び」の年齢別認知度(市民アンケート) _{単位・%}

●専門職を対象とした調査では、支援対象者が専門外の領域を含む複合的な課題を抱えていることが増加しており、多職種・他機関が連携した取組みの重要性が増しています。

34.1

41.6

19.8

4.5

- ●「ふれあいネット雅び」と「専門職ネットワーク」という本市独自の取組みのさらなる連携を進め、支援につながりやすい関係づくりや、支援に役立つ社会資源の創出に取り組んでいくことが必要です。
- ●本市では令和7(2025)年度より、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に行うことで、包括的な支援体制の整備を行う「重層的支援体制整備事業」が本格実施となっています。

目指したい地域の姿

様々な支援のネットワークが結び付き、地域で孤立している人や生きづらさを抱 えた人を支援につなげるしくみがある。

主な取組み

施策の方向	主な内容	主な担当課
①包括的な支援体制の整備		
重層的な支援体	・「ささえあいネットはびきの」のしくみを基盤として、	保健福祉政策課
制の整備	「羽曳野市重層的支援体制整備事業実施計画」に	生活福祉課
	基づき、複雑化・複合化した様々な地域生活課題に	障害福祉課
重点	横断的に対応できる、包括的な相談支援、参加の支	地域包括支援課
	援、地域づくり支援を一体的に推進します。	こども家庭支援課
		こども政策課
		経済労働課
		次世代育成課
		健康増進課
		関係各課
包括的な相談支	・地域住民の生活課題の相談において、各相談窓口の	保健福祉政策課
援体制の充実	連携や身近な場所での相談窓口の充実、調整役の配	関係各課
	置等により、既存の福祉サービスの利用だけでは対応	
	困難な課題や制度の狭間にある課題についても受け	
	止め、支援につなげる体制の構築に取り組みます。	
相談窓口の充実	・どの窓口で相談を受けても必要な支援につなげられ	保健福祉政策課
	るよう、庁内連携体制を強化するとともに、高齢・障	生活福祉課
重点	害・こども・生活困窮など相談窓口の専門性向上を	障害福祉課
	図ります。	地域包括支援課
	・市内3圏域に設置された地域包括支援センターや居	こども家庭支援課
	宅介護支援事業所、障害者基幹相談支援センター、	こども政策課
	障害者相談支援事業所等とも連携の強化を図りま	人権推進課
	す。	学校教育課
		健康増進課
		関係各課
アウトリーチによ	・困りごとを抱えながら自ら支援につながることができ	保健福祉政策課
る相談支援	ない人や世帯に対して、職員等が積極的に訪問する	地域包括支援課
	など、支援につながるよう働きかけます。	障害福祉課
	・信頼関係を構築するためにも継続的にかかわり続け 	こども家庭支援課
	ていきます。	人権推進課
		(人権文化センター)
地域住民と専門	・「ふれあいネット雅び」の取組みを進め、地域住民が	保健福祉政策課
職の連携体制の	発見した様々な課題を、行政やCSW、生活支援コー	関係各課
強化	ディネーター等の専門職とスムーズに共有し、連携で	

	きる体制を引き続き強化します。	
0 mm 6 km > 1 de		(m / + > - > 1 - 1 + + > m
分野を超えた専	・専門職ネットワークの取組みを進め、専門職同士が	保健福祉政策課
門職の連携	分野を超えた連携ができる体制を引き続き強化して	関係各課
	いきます。	
重点	・繋ぎ先がわからない場合は、CSWがそのコーディネ	
	ートを担っていきます。	
CSWの配置と資	・各圏域にCSWを複数配置し、地域を基盤とした支援	保健福祉政策課
質の向上	体制を強化していきます。	
	·各分野を横断的に支援するCSWの資質向上を目指	
	します。	
社会参加への支	・既存の制度では対応が困難な人等に対して、地域住	保健福祉政策課
援	民や社会福祉法人等の多様な団体と協働し、社会参	経済労働課
	加につながる取組みを増やしていきます。	
地域課題の共有	・「ふれあいネット雅び」を通して、地域住民と専門職、	保健福祉政策課
のしくみづくり	行政が地域の課題について話しあい、地域の特性や	関係各課
	強みを生かしたネットワークの構築を引き続き進めて	
重点	いきます。	
	・多様な人に参画してもらえるよう、「ふれあいネット雅	
	び」の取組みを周知していきます。	

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)専門職ネットワークの取組み

羽曳野市CSWは、第4期羽曳野市地域福祉計画期間中に市内へ6名配置されました。 CSWは、地域により身近な相談員として、属性を問わない相談を受け止め様々な分野の 専門職と連携し支援を進めています。更に、個別相談から明らかになった地域課題の解決 に向けて新たな社会資源の開発にも取り組んできました。

また、CSWの重要な役割の一つとして、「ささえあいネットはびきの」の第2層である専門職ネットワークの構築があります。地域において「制度のはざま」を生まないよう、また、支援者が孤立することがないように市内で活動する多様な分野の専門職による支援のネットワーク構築を目指しています。その一環として、平成28年度から「羽曳野市地域福祉専門職ネットワーク交流会(以下、ネットワーク交流会)」を毎年開催しています。

ネットワーク交流会は、生活上の困難を抱える人が制度や支援から取り残されることなく、 必ず必要な支援につながる地域づくりを目的とし、多職種・多領域連携を常に意識した内 容で実施しています。事例検討会や学識者による講義、グループワークを通じて学びを重ね、 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度から令和4年度においては、WEB を 活用した事例検討を中心に交流会を継続開催し、専門職ネットワークの維持・強化に努め てきました。また、日常的に専門職同士が連携できるツールの一つとして、「つながるシート」 を作成・配布しています。

多職種・多領域連携の重要性だけでなく難しさも感じながらの取組みとなっていますが、 その一方で、継続開催をしていることで、参加者はNPO法人や企業などへも広がり、各事業 所においては新任職員から経験豊富な職員まで幅広い層の参加が見られるなど、ネットワ ークの輪は着実に広がっています。また、その成果として、ネットワーク交流会や日常的な相 談支援の中で構築されたつながりが、相談者を中心としたチーム支援の実践に結びついて います。

今後もCSWは、専門職同士の連携の網をさらにきめ細かくし、生活上の困難を抱える人が一日でも早く必要な支援や制度につながるよう、地域に根差した活動を継続していきます。

羽曳野市重層的支援体制整備事業実施計画

本計画は、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。重層的支援体制整備事業は、第5期羽曳野市地域福祉計画の重点施策である「ささえあいネットはびきの」に基づく取組みであり、本市における包括的な支援体制づくりにかかわる事業であることから、本実施計画を、地域福祉計画と包含するものと位置付けて策定します。

■事業の概要■

社会福祉法の改正により、令和3(2021)年4月に創設された重層的支援体制整備事業は、従来の高齢、障害、こども、生活困窮等の分野別の支援では十分に取り組めなかった複雑化・複合化した課題に包括的に対応していくためのしくみを、地域の実情に応じて創意工夫して取り組めるよう設けられた事業です。自治体においては、既存の相談支援や地域づくりの取組みを生かしつつ、分野間の連携を促進する体制整備を行い、地域においてはサービスの受け手・支え手を超え、人と人がつながることで住民が主体的に地域づくりに取り組むことが目指されています。そのための取組みとして、属性を問わない包括的な相談支援、課題を抱えた人が地域とつながるための参加支援、総合的な地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものとなっています。

■本市における事業の趣旨■

本市においてはこれまで、包括的な支援体制として3つの層からなる「ささえあいネットはびきの」の構築に取組んできました。住民の主体的な活動と専門職・行政が連携し、住民の身近な地域で課題解決に取り組めるしくみづくりとして、第1層である小学校区を単位とする「ふれあいネット雅び」というネットワークを中心とした本市独自の取組みを進めてきました。また、平成28(2016)年からは、複雑化・複合化した課題に対応するため、福祉専門職が連携して取り組める体制づくりとして、第2層である「専門職ネットワーク」の構築を進めてきました。

これらの取組みは住民主体の活動づくりや専門職の分野を超えた連携に成果を上げてきた一方で、個別支援の積み重ねにより、共通の課題を見出し、地域や専門職だけでは解決が難しい地域課題として市に提起し、施策検討につなげるしくみの整備については十分ではありませんでした。また、それぞれの分野で地域づくり支援や参加支援の取組みが行われていましたが、それらが十分に連携できていたわけではなく、情報の共有と整理が必要でした。

そこで、これまでの「ふれあいネット雅び」「専門職ネットワーク」を中心とした取組みを生かしつつ、包括的な支援体制づくりの深化・充実に取り組むため、令和7(2025)年度より重層的支援体制整備事業を本格実施しています。

■推進体制■

- (1) 庁内連携体制の強化と重層推進員の配置
- ・市全庁的に「重層推進員」を配置し、包括的な支援体制の重要性を庁内に浸透させると ともに、分野を超えた協働の推進役を担っていきます。
- ・高齢、障害、こども、生活困窮、健康増進、教育、まちづくり等の様々な分野が連携し、複雑化・複合化した課題に横断的に対応できる庁内体制を整備します。
- (2) コミュニティソーシャルワーカー (CSW) を中心とした専門職のネットワーク
- ・地域により身近な相談者として、アウトリーチを含む見守りや相談支援をおこない、地域の困りごとを早期に発見し多様な主体と連携を行っているCSWを中心に、市内の専門職(機関)の分野を超えたネットワークの構築を継続します。
- ・地域住民と専門職(機関)との連携を支援し、支援と活動を結びつけることで社会資源の 創出を進めます。

(3)地域福祉関係団体との協働

・校区福祉委員や民生委員・児童委員、区長・町会長・自治会長、各団体、また社会福祉法 人等の専門機関と行政が協働できる「ふれあいネット雅び」を基盤として、地域課題の検 討や共有、支えあい活動を充実させ、地域づくりを推進していきます。

(4) 多機関協働事業の推進

- ・本市では、多機関協働事業を保健福祉政策課と社会福祉協議会が協働で担う体制を整備し、各々に重層コーディネーターを配置しました。市が有する庁内横断の連携力と社会福祉協議会が有する地域に根差したネットワークカの双方の強みを合わせることで、より幅広く実効性の高い連携を進めていきます。
- ・重層コーディネーターと重層推進員、CSWや各相談支援機関が連携することで、支援を 必要としている人だけでなく、支援者も孤立させない取組みを進めていきます。

■計画の評価と見直し■

重層的支援体制整備事業における各事業については、包括的な支援体制の深化・充実 に資するものとなっているか、地域共生社会の実現を推進するものとなっているかという観 点から、以下の方法で評価と見直しを行い、事業内容の改善を図るものとします。

①庁内における事業評価

重層的支援体制整備事業の実施に伴い、市関係課で組織する重層推進実務者会議 (実務的な課題の検討及び連携体制の構築のための会議)及び重層推進全体会議(包括 的な支援体制の構築に向けた組織的な方針の統一を図るための会議)において、各事業 の実施状況の報告等を行い、各事業の内容・手法・実施体制を継続的に見直します。

②羽曳野市地域福祉推進委員会における評価

社会福祉に関する団体の代表者、学識経験者、市議会議員、本市の行政に関係する団体の代表者等によって構成される、羽曳野市地域福祉推進委員会において、毎年本事業の実施状況及び庁内における事業評価について報告し、委員からの意見を踏まえて各事業の内容・手法・実施体制を見直します。

■各事業の概要■

本市では、重層的支援体制整備事業として、それぞれの根拠法に基づき以下の事業を実施します。各事業の内容・実施体制は、以降の表の通りです。

	事業の名称	根拠法
(1	包括的相談支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第1号
	地域包括支援センターの運営	介護保険法第115条の45第2項第1~3号
	障害者支援事業	障害者総合支援法第77条第1項第3号
	利用者支援事業	子ども・子育て支援法第59条第1号
	自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法第3条第2項
2	参加支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第2号
3	地域づくり事業	社会福祉法第106条の4第2項第3号
	地域介護予防活動事業	介護保険法第115条の45第1項第2号
	生活支援体制整備事業	介護保険法第115条の45第2項第5号
	地域活動支援センター事業	障害者総合支援法第77条第1項第9号
	地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法第59条第9号
	生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第3号
4	アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第4号
(5	多機関協働事業	社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号

①包括的相談支援事業

本人や世帯の世代や属性を問わず相談を受け止め、世帯の課題やニーズを把握する事業です。

1)【高齢者】地域包括支援センターの運営

事業内容	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活がおくれるように、様々な機関
	と連携し、専門的・継続的に支援を行う総合相談窓口として位置づけら
	れる。また、地域の介護支援専門員への指導・助言等も行う。
実施方式	直営·委託
支援機関	羽曳野市基幹型地域包括支援センター・羽曳野市西圏域地域包括支
	援センター・羽曳野市中圏域地域包括支援センター・羽曳野市東圏域地
	域包括支援センター、羽曳野市東圏域地域包括支援センター、在宅介護
	支援センター羽曳野、アンジュ在宅介護支援センター、在宅介護支援セ
	ンターあったか村、在宅介護支援センター河原城苑
担当課	地域包括支援課

2)【障害者】障害者支援事業

事業内容	障害者(児)からの相談に応じ、必要な情報、助言、福祉サービスの利用
	支援等を行うほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関と
	の連絡調整、障害者(児)の権利擁護のための必要な援助を行う。
実施方式	委託
支援機関	支援センターはる・相談支援事業所フレンドハウス・四天王寺悲田院児
	童発達支援センター(ばんびーの)
担当課	障害福祉課

3) 【こども】利用者支援事業

事業内容	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健、その他の子育
	て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機
	関との連絡調整等を実施する。
実施方式	直営
支援機関	こども家庭センター・子育て支援センターふるいち・子育て支援センター
	むかいの
担当課	こども家庭支援課

4)【生活困窮者】自立相談支援事業

事業内容	生活困窮状態にある人の相談を受け、個々の状態にあった支援計画(プ
	ラン)を作成し就労、家計改善支援等を行い、継続的にその人の自立に
	向けた支援を行う。また、地域住民、市民活動団体、関係専門機関等と連
	携し、生活課題を抱えた人でも安心して生活できる地域づくりを推進す
	る。
実施方式	委託
支援機関	社会福祉協議会(生活自立相談窓口)
担当課	保健福祉政策課

②参加支援事業

本人や世帯の状態に応じて、様々な体験等を通じて社会とのつながりをつくる事業です。

1)参加支援事業

事業内容	既存の制度では対応が難しい支援ニーズを抱えた人や世帯に対して、
	伴走支援を通じて地域活動や社会資源等につながる支援を行う。また、
	地域住民や関係機関と連携して社会資源の開発や充実に向けた取組み
	を行い、社会とのつながりに向けた支援を行う。
実施方式	委託
支援機関	コミュニティソーシャルワーカー・大阪青少年支援機構ポラリス
担当課	保健福祉政策課·経済労働課

③地域づくり事業

住民と地域の多様な活動や資源とのつながりが生まれる環境を整備する事業です。

1)【高齢者】地域介護予防活動事業

事業内容	①いきいき百歳体操 高齢による虚弱を予防することを目的とした介護予防の体操。各圏域を 担当する地域包括支援センターの職員によるグループの立ち上げ支援 や、年1回リハビリテーション専門職による体力測定や運動指導を行う。
	②きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業 市指定の介護施設等において、介護支援サポーターとしてのボランティ ア活動等に対してポイントを付与し、たまったポイントを交換できる介護支 援ボランティアポイント制度。
	③まちの保健室 地域の中の身近な相談場所として、高年生きがいサロン各館で、専門職 が相談会や講義を開催する。
	④街かどデイハウス支援事業 閉じこもりの防止や生きがい対策をとおして介護予防につなげることを 目的にしている、民家等を活用した、住民参加型の NPO 法人によるデイサービス事業。
実施方式	直営·委託·補助
支援機関	①羽曳野市基幹型地域包括支援センター・羽曳野市西圏域地域包括 支援センター・羽曳野市中圏域地域包括支援センター・羽曳野市東圏 域地域包括支援センター・運動器ケアしまだ病院 ②社会福祉協議会 ③羽曳野市理学療法士会、認知症地域支援推進員、四天王寺大学
	④街かどデイハウス サロンコスモス・街かどデイハウス さくらんぼ
担当課	地域包括支援課·保険年金課

2)【高齢者】生活支援体制整備事業

事業内容	高齢者等が住み慣れた地域で自分らしく生活できるまちを目指して、生
	活支援コーディネータが中心となって地域住民や関係機関と連携し、
	多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を
	図る。
実施方式	直営·委託
支援機関	羽曳野市基幹型地域包括支援センター、羽曳野市西圏域地域包括支
	援センター、羽曳野市中圏域地域包括支援センター、在宅介護支援セン
	ター羽曳野、
担当課	地域包括支援課

3)【障害者】地域活動支援センター事業

事業内容	障害者等の通所による、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会と
	の交流の促進を図る。
実施方式	委託
支援機関	フレンドハウス・四天王寺悲田院埴生苑
担当課	障害福祉課

4)【こども】地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及び小学生とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子		
	育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。		
実施方式	直営·委託		
支援機関	白鳥児童館		
	子育て支援センターふるいち・子育て支援センターむかいの 委託先 4		
	か所		
担当課	次世代育成課・こども家庭支援課		

5)【生活困窮者】生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業

事業内容	生活困窮者を早期に把握し、支援につないでいくため、属性や世代によ
	らず利用できる居場所等の運営及び講座の開催等を行う。
実施方式	助成
支援機関	社会福祉協議会
担当課	保健福祉政策課

④アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業

訪問等により本人と継続的につながるための信頼関係を構築する事業です。

1) アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業

事業内容	自ら支援につながることが難しい人や世帯、つながることを拒否している		
	人や世帯を、地域住民や関係機関等のネットワーク等から把握し、本人と		
	の信頼関係を構築しながら継続的に支援する。		
実施方式	委託		
支援機関	コミュニティソーシャルワーカー		
担当課	保健福祉政策課		

⑤多機関協働事業

包括的な相談体制の構築や本人や世帯を取り巻く複数の支援関係機関の役割り分担 や支援の方向性をはかる事業です。

1)多機関協働事業

事業内容	制度や分野ごとに分かれた支援では対応が困難な、複雑化・複合化した 支援ニーズを有する事例について、重層的支援会議や支援会議を開催 し、支援の方向性や支援関係機関の役割分担等を進め連携体制を構築 していく。また、包括的な支援体制の充実を図るため、重層実務者会議や 重層全体会議を開催し、参加支援や地域づくり支援、相談支援の体制に ついての検討や研修会等を行う。
実施方式	直営・委託
支援機関	保健福祉政策課·社会福祉協議会
担当課	保健福祉政策課

(2)必要な支援に早期につながるしくみづくり

現状・課題

- ●市民アンケートでは、近所や地域で気にかかる人として、「気にかかる人は特にいない」が62.2%となっており、「ひとり暮らしで不安や心細さを感じている人」「地域とのつながりがなく孤立している人」といった、何らかの気にかかる人がいると回答したのは30.2%となっています(p.18)。一方で、気にかかる人について、誰か(どこか)に相談したことがあるかどうかについては、「相談しなかった」が最も多くなっています。
- ●生活に困窮し、助けを求めることができない人たちは、地域の中で潜在化し抱える課題も深刻化していきます。そのような課題を抱えている人たちを早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化していく必要があります。
- ●近年では高齢者や障害者、こどもに対する虐待等も社会問題となっており、虐待の報告件数は氷山の一角であって、実際にはかなりの件数があるのではないかという指摘もなされています。虐待の未然防止に向け、同じ地域に住む者として、住民同士で支えあう意識を高め、偏見や差別のない地域をつくることが必要です。
- ●令和6(2024)年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」では、孤独・孤立の状態から脱却するための取組み(孤独・孤立対策)について、地方公共団体においても地域の状況に応じた施策を実施する責務を定めています。

目指したい地域の姿

支援を必要とする人が、必要な支援にすぐにつながることができる。

主な取組み

施策の方向	主な内容	主な担当課
①支援を必要とす		
制度の狭間の課	·「CSW相談窓口·生活困窮者自立相談支援機関相	保健福祉政策課
題への対応	談窓口」を地域住民や関係機関に広く周知していく	関係各課
重点	とともに、相談窓口の充実や関係機関との連携強化	
	に取り組みます。	
自殺対策の推進	・自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過	健康増進課
	労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめ、孤立などの	関係各課

様々な社会的要因があります。保健や医療、福祉、教育・子育で支援、地域づくり、高齢者の生きがいづくりなど、多様な分野の活動と連携し、自殺につながるリスクの早期発見や支援につなげられる取組みを推進します。 孤独・孤立対策 ・孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、教育や就労等に参加しておらず、地域からも孤立した状況にある人について、実態や支援ニーズの把握に努め、支援方策の検討、相談支援、居場所づくり、見守り活動等を一体的に推進します。 ②生活困窮者等への支援 支援制度の周知 ・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期発見し、支援につなげるため、制度について抵制・啓発見し、支援につなげるため、制度について近報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・でさえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなざます。 ・アウトリーチに関している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。・アウトリーチに関している人たちを発見する目となり適切な相談につなざます。・方内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮といいる人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなざ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。 ・作、経済的に困窮している要保護状態(生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保護祉政策課生活福祉課件に通過を強化し、住宅の確保に困難を抱え			
など、多様な分野の活動と連携し、自殺につながるリスクの早期発見や支援につなげられる取組みを推進します。 孤独・孤立対策・孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、教育や就労等に参加しておらず、地域からも孤立した状況にある人について、実態や支援ニーズの把握に努め、支援障害福祉課度康増進ます。 ・体的に推進します。 ②生活困窮者等への支援 支援制度の周知・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥別やすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなざます。・「アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。・「アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。・「アウトリーチに関してはとSWと生活困窮者自立相談支援機関を対しては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・航労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断が心と括めにこなくことができるように内連携体制を強化します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護地)を実践している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		様々な社会的要因があります。保健や医療、福祉、教	
スクの早期発見や支援につなげられる取組みを推進します。 孤独・孤立対策・孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、教育や就労等に参加しておらず、地域からも孤立した状況にある人について、実態や支援ニーズの把握に努め、支援障害福祉課院を一体的に推進します。 ②生活困窮者等への支援支援制度の周知・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 連携体制の強化・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立を接機関との連携を強化します。 ・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える生活福祉課となった支援と関係にした支援を実施します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		育、子育て支援、地域づくり、高齢者の生きがいづくり	
		など、多様な分野の活動と連携し、自殺につながるリ	
 孤独・孤立対策 ・孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、教育や就労 等に参加しておらず、地域からも孤立した状況にある 人について、実態や支援ニーズの把握に努め、支援 障害福祉課 方策の検討、相談支援、居場所づくり、見守り活動等 を一体的に推進します。 ②生活困窮者等への支援 ・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。・・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を機関が中心と技機関が中心となった支援 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を機断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護担当と下率に連携を行います。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護担当と下率に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保候福祉政策課 		スクの早期発見や支援につなげられる取組みを推進	
の推進 等に参加しておらず、地域からも孤立した状況にある 人について、実態や支援ニーズの把握に努め、支援 障害福祉課		します。	
人について、実態や支援ニーズの把握に努め、支援 障害福祉課 使康増進課 地域包括支援課 ことも家庭支援課 学校教育課 関係各課 と生活困窮者等への支援 ・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥 りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期 発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課	孤独·孤立対策	・孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、教育や就労	保健福祉政策課
カ策の検討、相談支援、居場所づくり、見守り活動等を一体的に推進します。 ②生活困窮者等への支援 支援制度の周知 ・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。 ・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。・・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と下寧に連携を行います。 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課	の推進	等に参加しておらず、地域からも孤立した状況にある	生活福祉課
を一体的に推進します。 地域包括支援課 でども家庭支援課 学校教育課 関係各課 で生活 国際といる人は、助けを求めにくい状況に陥りかすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。 ・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。 ・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護投資が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当とて事に連携を行います。 保健福祉政策課		人について、実態や支援ニーズの把握に努め、支援	障害福祉課
②生活困窮者等への支援 支援制度の周知 ・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥 りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期 発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。・方内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		方策の検討、相談支援、居場所づくり、見守り活動等	健康増進課
②生活困窮者等への支援 支援制度の周知 ・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就引・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		を一体的に推進します。	地域包括支援課
②生活困窮者等への支援 支援制度の周知 ・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度接機関が中心となった支援・実施します。・非に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課			こども家庭支援課
②生活困窮者等への支援 支援制度の周知 ・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。・・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・生活困窮者自立・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 ・居住の支援・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課			学校教育課
支援制度の周知 ・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 ・居住の支援・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課			関係各課
りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期 発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓 発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強 化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住 民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所 等が生活に困窮している人たちを発見する目となり 適切な相談につなぎます。 ・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談 支援機関との連携のさらなる強化を図ります。 ・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携 し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとし ても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内 連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制 度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える 課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護 が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の 保健福祉政策課	②生活困窮者等へ	 の支援	
発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 連携体制の強化 「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。 ・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。 ・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 生活困窮者自立支援機関が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課	支援制度の周知	・生活に困窮している人は、助けを求めにくい状況に陥	保健福祉政策課
発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化します。 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。 ・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。 ・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 ・居住の支援・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		りやすいことを踏まえ、課題を抱えた人や世帯を早期	
連携体制の強化		発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓	
 連携体制の強化 ・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。 ・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。 ・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課 		発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強	
民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等が生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につなぎます。 ・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。 ・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 生活困窮者自立支援機関が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		化します。	
等が生活に困窮している人たちを発見する目となり 適切な相談につなぎます。 ・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談 支援機関との連携のさらなる強化を図ります。 ・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年 金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携 し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとし ても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内 連携体制を強化します。 生活困窮者自立 支援機関が中心 となった支援 に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護 が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁 寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の 保健福祉政策課	連携体制の強化	・「ささえあいネットはびきの」のしくみを通して、近隣住	保健福祉政策課
適切な相談につなぎます。 ・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。 ・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 生活困窮者自立 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所	関係各課
・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談 支援機関との連携のさらなる強化を図ります。 ・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 生活困窮者自立 き自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課	重点	等が生活に困窮している人たちを発見する目となり	
支援機関との連携のさらなる強化を図ります。 ・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 生活困窮者自立支援機関が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 ・居住の支援・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		適切な相談につなぎます。	
・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 生活困窮者自立 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		・アウトリーチに関してはCSWと生活困窮者自立相談	
金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 生活困窮者自立 き自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		支援機関との連携のさらなる強化を図ります。	
し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。 生活困窮者自立 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		・庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年	
ても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内 連携体制を強化します。 生活困窮者自立 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制 支援機関が中心 となった支援 度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える 課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護 が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁 寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の 保健福祉政策課		金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携	
連携体制を強化します。 生活困窮者自立 ・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制 保健福祉政策課 支援機関が中心 度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える 課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護 が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁 寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の 保健福祉政策課		し、生活に困窮している人がどこの窓口に訪れたとし	
生活困窮者自立 支援機関が中心 となった支援 となった支援 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護 が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁 寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の 保健福祉政策課		ても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内	
支援機関が中心 となった支援 課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の 保健福祉政策課		連携体制を強化します。	
となった支援 課題に応じた支援を実施します。 ・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の 保健福祉政策課	生活困窮者自立	・自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制	保健福祉政策課
・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課	支援機関が中心	度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える	生活福祉課
が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁寧に連携を行います。 居住の支援・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課	となった支援	課題に応じた支援を実施します。	
寧に連携を行います。 居住の支援 ・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の 保健福祉政策課		・特に、経済的に困窮している要保護状態(生活保護	
居住の支援・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の保健福祉政策課		が必要な状態)の人に対しては、生活保護担当と丁	
		寧に連携を行います。	
情報共有や連携を強化し、住宅の確保に困難を抱えし生活福祉課	居住の支援	・福祉担当と住宅担当が連携するとともに、担当者の	保健福祉政策課
		情報共有や連携を強化し、住宅の確保に困難を抱え	生活福祉課

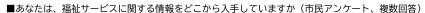
	る人や世帯が、安定した生活を送ることができるよう	地域包括支援課	
	に支援します。	障害福祉課	
	・生活困窮者自立支援機関等と居住支援法人や協力	こども家庭支援課	
	不動産事業者との連携を進めます。	人権推進課	
		建築住宅課	
家計管理の支援	・生活困窮者自立支援機関が、家計の管理に課題を	保健福祉政策課	
	抱えている人や世帯に対し、家計の把握から改善に	生活福祉課	
	つながる支援を行います。		
就労の支援	・羽曳野市地域就労支援センターやハローワーク、南	保健福祉政策課	
	河内北障害者就業・生活支援センター等と連携する	障害福祉課	
	ことで、状況に応じた就労支援を行います。	こども政策課	
	・必要に応じて就労準備支援事業や資格取得支援事	経済労働課	
	業を活用し、就職や職場定着など生活の安定に向け		
	た支援を行います。		
③貧困など支援を	必要とするこどもへの支援		
支援制度の周知	・生活保護世帯等で育つこどもたちが自分の将来に	生活福祉課	
と就学支援	ついて希望を持てるよう、制度の周知を徹底するとと	学校教育課	
	もに、就学援助等を利用し、すべてのこどもが平等に		
	教育を受けることができるよう取り組んでいきます。		
こどもの居場所	・住民やボランティア・NPO法人等と協働し、貧困等に	こども家庭支援課	
づくり	より支援を必要とするこどもの居場所づくりに取り組		
	みます。		
教育と福祉の連	・ヤングケアラーの問題をはじめとして、家庭において	保健福祉政策課	
携体制	支援が必要な状況にあるこども・若者について、保育	生活福祉課	
重点	園、学校園等の保育・教育機関を通じた実態把握を	こども家庭支援課	
里川	進めます。	学校教育課	
	・教育福祉連携会議をはじめとする教育と福祉の関係	障害福祉課	
	者が連携した支援体制を確保し、個別支援だけでは	地域包括支援課	
	なく地域課題の把握に努め、こどもの育ちを支える地	次世代育成課	
	域づくりを進めます。		
④虐待や暴力の予防と早期発見・対応			
こどもへの虐待	・虐待を早期に発見し、こどもを守るため、保育園、学	こども家庭支援課	
の早期発見・早	校園等の保育・教育機関との緊密な情報共有を基本	学校教育課	
期対応	として、こどもに関わる様々な人たち(近隣の人、保		
	育・教育機関、医療機関、警察、関係機関等)と連携		
	し、虐待の早期発見と抑止及び見守り体制・見守りネ		
	ットワークを充実させます。		
	・今後も児童相談所との連携を強化していきます。		

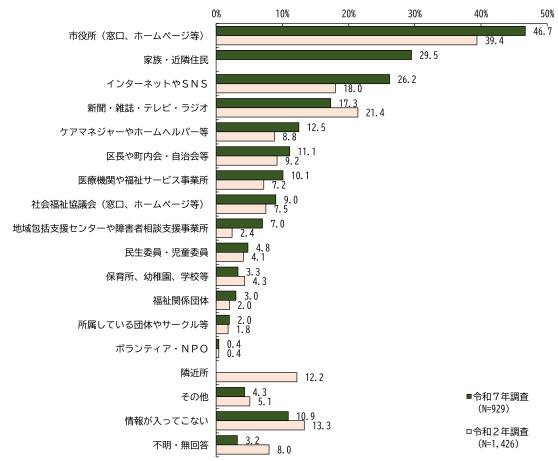
教育機関におけ	・保護者との信頼関係維持と同時に、虐待を未然に防	学校教育課
る体制整備	止するアプローチを行います。	
	・組織的なアセスメントや関係機関、専門家を交えたケ	
	ース会議などを積極的に進められる体制を構築しま	
	す。	
虐待予防の取組	・オレンジリボンキャンペーンや子育ての不安や悩みに	こども家庭支援課
7	応える相談支援体制の充実など、虐待を予防するた	
	めの取組みを積極的に行います。	
高齢者·障害者	・「羽曳野市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会	障害福祉課
への虐待の早期	議」において早期発見・早期対応ができるよう関係機	地域包括支援課
発見·早期対応	関との連携を進めます。	
	・高齢者や障害者の心身へのケア、必要な支援やサー	
	ビスへの接続とともに、介護者家族の会によるピアカ	
	ウンセリングなど、介護者を支援する取組みも進めま	
	す。	
配偶者等による	·配偶者等による暴力(DV)をはじめとする家庭内や	人権推進課
暴力(DV)の防	親しい関係の間における暴力について、本人や周囲	こども家庭支援課
止と対応	の気づきや相談のきっかけとなる情報の周知・啓発を	
	行うとともに、関係機関と連携した支援の充実を図り	
	ます。	

(3) サービス利用を支援するしくみづくり

現状・課題

- ●市では高齢者福祉・介護サービス、障害福祉サービス、こども・子育て支援サービス等、各種福祉サービスを提供していますが、サービスの種類や提供者の多様化により、サービスの全体像が見えにくくなっている状況にあります。利用者が、多くのサービスの中から自分に最も適切なサービスを選択し、利用できる体制の整備を図る必要があります。
- ●市民アンケートでは、福祉サービスに関する情報について、「市役所(窓口、ホームページ等)」が 46.7%で最も多く、次いで「家族・近隣住民」が 29.5%、「インターネットやSNS」が 26.2%となっています。前回調査と比べると、「インターネットやSNS」が増加しており、30 歳 未満の世代では最も多く回答されています。





●令和4(2022)年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の 推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行さ れ、障害の種類・程度に応じた手段で情報の取得・利用や意思疎通ができる環境づくりが求 められています。

目指したい地域の姿

サービス利用のバリア(障壁)を減らし、誰もが必要なサービスを利用することができる。

主な取組み

施策の方向	主な内容	主な担当課		
①サービス利用を	①サービス利用を支援するしくみづくり			
苦情解決のしく	・利用者の苦情や、事故などがあった際に、利用者の	福祉指導監査課		
みづくり	権利が守られるよう、苦情の相談先などについて、利			
	用者に分かりやすい周知を行うとともに、社会福祉サ			
	ービス事業者への指導などの取組みを行います。			
サービスの質の	・情報の収集等を積極的に行うとともに、各種実態調	福祉指導監査課		
向上	査やニーズ調査などを実施し、福祉サービスに関する	地域包括支援課		
	市民の意見を把握し、改善につなげます。	関係各課		
	・介護サービス相談員の活動を通し、苦情に至る前の			
	段階で問題の改善につなげ、介護サービスの質の向			
	上に努めます。			
②「伝わる」情報発信の推進				
情報提供体制の	・情報提供の内容や手段等を工夫しながら、必要な情	関係各課		
充実	報が容易に入手できる環境づくりを進めます。			
重点	・誰もが必要な情報を入手できるよう、相談員の資質			
	向上等の相談支援体制の充実を図ります。			
情報バリアフリー	・点字翻訳や手話通訳、外国語による発信等、利用者	障害福祉課		
環境の整備	のニーズに応じた方法による情報提供や、ICT活用	市民協働ふれあ		
	の支援、ユニバーサルデザインの活用等を進め、必要	い課		
	な情報にアクセスできる環境づくりを推進します。			
市広報の充実	・毎月発行される「広報はびきの」に、新しい情報やお	都市魅力戦略課		
	知らせなどをできるだけ見やすく、かつ分かりやすく掲	関係各課		
	載します。			
	・市ホームページにおいて、制度やサービスなどの必要			
	な情報が簡単に見つけられるよう、掲載内容、掲載方			
	法を工夫するとともに、SNSを利用してリアルタイムで			
	の情報提供を行います。			